

〈みやしん無担保住宅ローン〉商品概要説明書

平成 30 年 4 月 2 日現在

1. 商品名	みやしん無担保住宅ローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満20歳以上で安定継続した収入のある方。 ・ (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・ 当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、もしくは、当金庫の営業区域内に勤務されている方。 ・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方。 ・ ご融資金額が1,000万円超の場合、団体生命保険にご加入できる方。
3. 資金使途	<p>申込人が居住している(居住予定を含む)自宅にかかる次の資金。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用。 ② 上記①に付随して必要となるインテリア等購入資金。(①と合わせた申込みで100万円以内。) ③ 土地のみ購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とする。 ④ 空家解体にかかる費用。 ⑤ ①を用途とした借換資金および借り換えに伴う繰上完済にかかる手数料。(住宅ローン借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行延滞が1度もないものに限る。) <p>※1 申込時点における対象となる自宅の条件 申込人またはその同居家族の持家で抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの。(当金庫貸付および本借り換えで抹消となる他行住宅ローンおよび、リフォーム資金またはリフォームの借り換えにかかる抵当権および根抵当権の(仮)登記を除く。)</p> <p>※2 申込人が居住しない場合(その家族が居住)であっても、申込人が所有(共有を含む)している自宅であれば取扱可。</p>
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,500 万円以内。
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 カ月以上 20 年以内。
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定利率 <p>【変動金利】 全期間変動金利とします。お借入後の利率は当金庫所定の基準金利の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。見直し時期は毎年4月1日と10月1日(休日の場合は翌営業日)を基準日として年2回行います。見直し後の新利率は毎年5月および11月の約定返済日の翌日から適用いたします。</p>
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等返済 元金均等返済。 ・ お使いみち①の場合のみ元金返済据置期間は6ヵ月以内。 ・ ボーナス併用も可能です。(併用の場合貸付金額の50%以内。)
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一社)しんきん保証基金の保証となりますので原則として保証人・担保は必要ありません。ただし、ご融資金額が1,000万円超の場合で団体信用生命保険にご加入できない場合は、法定相続人1名を連帯保証人とさせていただきます ・ 申込人の希望により連帯債務の取扱いも可能です。

9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ お利息には、(一社)しんきん保証基金所定の保証料が含まれておりますので、保証料を別途お支払いいただく必要はありません。
10. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の条件下で団体信用生命保険に加入することができます。 ① 一般団体信用生命保険加入の場合 金利に0.2%上乘せ ② 3大疾病団体信用生命保険加入の場合 金利に0.4%上乘せ ③ 就業不能団体信用生命保険加入の場合 金利に0.5%上乘せ
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務企画部(9時～17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。

